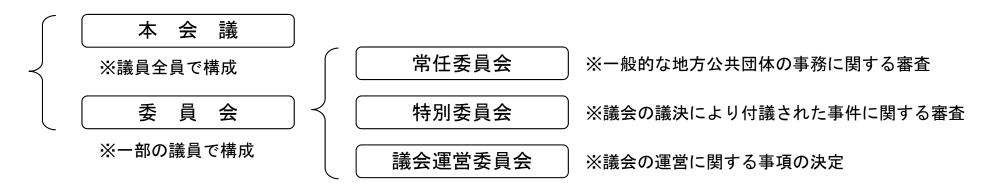
地方議会について

議会とは、地方公共団体の議事機関であり、住民から直接選挙された議員で構成される。

(1)組織及び種類

- 議員定数は、条例で定める。(法§90、§91)
- 議会は、議員の中から議長及び副議長を選挙しなければならない。(法§103)
- 本会議と委員会については、下図のとおりである。(法§109)



定例会と臨時会は、以下のとおりである。(法§102)

定例会:付議案件を問わず、毎年条例で定める回数が招集される。あらゆる案件を取り上げることができる。

﹑臨時会:必要に応じ、あらかじめ告示された特定の付議事件を処理するために招集される。

※ 条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができる。この場合、条例で 定例日を定めなければならない。(法§102の2)

(2) 議会の権限(法§96など)

主な議決事項:条例の制定・改廃、予算・決算、主要公務員の任命、市町村の廃置分合・境界変更についての知事の決定

その他の権限として、意見書の提出、調査、監査請求、請願の受理等がある。